



水と土のネットワーク

No.38

広報はとまがわ

H25. 4. 1 現在

地区面積

56,488,488㎡

組合員数

3,672名



非開削工法（暗渠排水工事）

経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等を目指した時支障とならないよう農業基盤整備促進事業で暗渠排水と用水路のバイプライン化に取り組んでいます。

H25. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220 (58) 2024(代) FAX 0220 (58) 2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.xlion.ne.jp

平成25年 通常総代会開催

提出20議案 全件可決

去る三月十五日登米市東方農村環境改善センターに於いて、平成二十五年度常総代会が、総代総数七十八名中七十名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「本日は平成二十五年度常総代会を招集したところ、公私ともにご多忙の中総代各位には多数のご出席を賜り、盛況に開催されますこと衷心より御礼申し上げます。

さて、東日本大震災が発生してから二年が経ちましたが、先日は国営造成パイプラインに亀裂が発見され、未だに震災による後遺症と思われる補修工事が新たに発生しております。このような中で平成二十五年度維持管理工事申請については四百件程ありましたが、これらの施行をお願いする業者はというと災害復興工事でなかなか手が回らない状況で、職員は、組合員の要望に応えるよう必死に対応しておりますが、今年度の掘水開始まで若干工事箇所が残る可能性があるかもしれません。そのようなときには皆様のご理解をお願い申し上げます。また、農業体買収強化基盤整備促進事業の推進につきましましては、特段の御協力を賜りながら工事を施行して参りました。しかし、当初予定された事業費の変

更が生じたことにより、施行地区面積を増やし予算どおり執行しようとして鋭意努力致しましたが、結果的には、事業費の不要額が生じ約一千三百万円を返還しなければならなくなりました。このことにつきましては皆様に御詫言を申し上げます。

我々農家を取り巻く情勢は非常に厳しく、本日交渉参加が決定されると思われ、TTP問題或いは消費税問題、そして燃料費の高騰さらには電力料金の値上げ等により、平成二十六年度は一千五百万円を超える歳出増となるようであります。これらの負担を掘水の週休二日制や夜間掘水休止或いは番水制等を実施し、組合員の負担増とならないよう努力して参りますので皆様の特段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この総代会に第一号議案から第二十号議案まで提出しておりますので、慎重審議の上原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を述べました。その後、議長に中野幹男総代（米山町）が選出され、平成二十五年度予算を主とした二十件の提出議案が慎重審議され原案のとおり可決し、午後零時二十分閉会しました。



議長に選任された中野総代



挨拶を述べる上野理事長



審議風景

議決事項

- ▼第一号議案 財産の処分について
- ▼第二号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分(第一回)に係る承認について
- ▼第三号議案 平成二十四年度特

- 別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分(第一回)に係る承認について
- ▼第四号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分(第二回)に係る承認について
- ▼第五号議案 平成二十四年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分(第二回)に係る承認について
- ▼第六号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 平成二十四年度特別会計(常務・県政事業)償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第八号議案 平成二十四年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第九号議案 平成二十四年度賦課金の一部変更並びに計画変更に伴う賦課金について
- ▼第十号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第三十七期生(日25(日29)加入並びに実施計画の承認について
- ▼第十一号議案 県営土地改良事業の受託調査申込みの承認について

- ▼第十二号議案 農業水利施設保全合理化事業実施計画の承認について
- ▼第十三号議案 予算外負担契約の締結について
- ▼第十四号議案 平成二十五年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十五号議案 平成二十五年度特別会計(常務・県政事業)償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十六号議案 平成二十五年度特別会計(農業沿岸水地事業地役権補償費)積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十七号議案 平成二十五年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十八号議案 平成二十五年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十九号議案 平成二十五年度特別会計(担い手育成支援事業)歳入歳出予算議決について
- ▼第二十号議案 平成二十五年度賦課金及び用水使用料の徴収について



平成25年度 一般会計予算

予算額 932,592,000円

項 目	予算額
賦 課 金	483,997,000
交 付 金	295,492,000
繰 越 金	45,490,000
雑 収 入	4,157,898
委 託 管 理 費	37,313,000
補助金・諸収入他	3,284,000
繰 入 金	46,159,142
機 場 受 託 費	9,376,000
機場移転補償費・土地代金	7,322,960

歳 入



歳 出



項 目	予算額
管 理 費	246,585,000
繰 出 金	91,381,900
事 務 費	161,989,000
諸 支 出 金	30,750,000
会 議 費 ・ 交 付 金	13,744,100
暗渠排水整備促進費	10,200,000
基幹水利施設事業費	35,760,000
操 作 管 理 費	9,376,000
事 業 費	275,675,000
退 職 給 与 金	41,964,312
機 場 移 転 工 事 費	7,300,000
予 備 費	7,866,688

平成25年度特別会計予算

◎ 県営・県ぼ事業償還金	88,373,000円
◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金	97,790,000円
◎ 農地転用決済金積立金	33,500,000円
◎ 財政調整積立金	488,820,000円
◎ 職員退職給与積立金	245,850,000円
◎ 担い手育成支援事業	2,638,000円

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◇ 機場の運転について

▼ 揚水開始に伴う点検用水について

4月23日	午前9時から12時	西館揚水機場
4月24日	午前9時から12時	山吉田揚水機場
4月25日	午前9時から12時	米山揚水機場・南方揚水機場

▼ 本田揚水

4月28日の午前6時から運転を開始し、8月31日まで昼夜運転で本田揚水を行います。
なお、揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

※用水不便の解消を図るため水路管理者を配置して各担当区域（路線）を巡視し用水量の効果的調整を行います。それが困難な路線については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整について

排水運転は、気象情報と降雨量や河川・排水路等の出水状況を把握し、事前に排水機の運転を開始して冠水被害の未然防止に努めます。また、非常時の運転に備え常に点検整備を行います。

6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛け、電力需給対策を踏まえた効果的節電を図るため、6月1日より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。

○ 揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月～8月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場〕
〔砥落機場 西郷機場 穴山機場〕

その他の機場 6月～8月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇ 用排水路の管理について

▼ 水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、農地・水保全管理支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織が管理し、その他は関係組合員及び地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の遡及及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線用排水路については部落請負、行政区毎に部落連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

節水に心掛け、限りある水資源を 大切に使用しましょう！

平成二十四年度

理事会開催状況報告

平成二十四年

第三回理事会議案

平成二十四年四月十日

第一号議案 追加沿岸土地改良区会計規則の科目並びに様式について

第二号議案 平成二十四年度本土地改良員余給金の領入先について

第三号議案 財政調整積立金の一時繰替え運用について

第四号議案 平成二十四年度項及び説明帳目相互間の予算流用について

第五号議案 区費納入補助金の交付取扱方について

第六号議案 賦課金等の徴収金に係る過収金の減免について

第七号議案 平成二十四年度本土地改良区が施行する工事入札立会者について

第八号議案 職員の出向について

第四回理事会議案

平成二十四年六月二十一日

報告事項 農業体質強化基盤整備促

進事業について

第一号議案 平成二十三年各様会計の予算執行状況について

第二号議案 賦課徴収担当理事の選任について

第三号議案 平成二十五年度職員採用について

第四号議案 役員研修について

第五回理事会議案

平成二十四年七月二十五日

第一号議案 平成二十三年度事業報告の承認について

第二号議案 平成二十三年度財産目録の承認について

第三号議案 平成二十三年度一般会計歳入歳出決算承認について

第四号議案 平成二十三年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出決算承認について

第五号議案 平成二十三年度特別会計（無果沼遊水地事業）地役権補償費・横立金歳入歳出決算承認について

第六号議案 平成二十三年度特別会計（職員退職給与・財政調

整・農地転用決済金）横立金歳入歳出決算承認について

第七号議案 平成二十三年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出決算承認について

第八号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

第九号議案 平成二十四年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について

第十号議案 平成二十四年度特別会計（無果沼遊水地事業）地役権補償費・横立金歳入歳出補正予算議決について

第十一号議案 平成二十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）横立金歳入歳出補正予算議決について

第十二号議案 平成二十四年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出補正予算議決について

第十三号議案 総代会提出議案について

第十四号議案 総代会開催日時及び場所について

第十五号議案 農業体質強化基盤整備促進事業（船舶工区）増収排水事業施行について



第六回理事会議案

平成二十四年八月八日

第一号議案 農業体質強化基盤整備促進事業入札の執行について

第七回理事会議案

平成二十四年八月十三日

第一号議案 平成二十五年度採用職員の再募集について

第八回理事会議案

平成二十四年十月十二日

第一号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算の専決処分について

第二号議案 平成二十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の専決処分について

第三号議案 農業体質強化基盤整備促進事業（上谷地区パイプライン工事）施行について

第四号議案 土地改良施設維持管理適正化事業（第三十二・三十六期生）施行について

第九回理事会議案

平成二十四年十一月十九日

報告一号 償還時期及び繰上償還について

第一号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算の専決処分について（第二回）

第二号議案 平成二十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の専決処分について

平成二十五年度

第一回理事会議案

平成二十五年二月二十九日

第一号議案 工事委員の選任について

第二号議案 農業水利施設保全合理化事業実施計画の承認について

第二回理事会議案

平成二十五年二月十九日

第一号議案 財産の処分について

第二号議案 追川沿岸土地改良区職員就業規則の一部改正について

第三号議案 平成二十四年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

第四号議案 平成二十四年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について

第五号議案 平成二十四年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について

第六号議案 平成二十四年度賦課金の一部変更並びに計画変更について



併う賦課金について

第七号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第三十七期生（日25・日29）加入並びに実施計画の承認について

第八号議案 県営土地改良事業の受託調査申込みの承認について

第九号議案 予算外負担契約の締結について

第十号議案 平成二十五年度一般会計歳入歳出予算議決について

第十一号議案 平成二十五年度特別会計（県営・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について

別会計（農業沼渚水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について

第十三号議案 平成二十五年度農地転用決済金の徴収額決定について

第十四号議案 平成二十五年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

第十五号議案 平成二十五年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について

第十六号議案 平成二十五年度賦課金及び用水使用料の徴収について

第十七号議案 総代・役員協議会開催について

第十八号議案 総代会提出議案について

第十九号議案 総代会開催日時及び場所について

第二十号議案 平成二十五年度用排水の管理について

平成二十四年度

理事会開催回数 九回

報告事項 二件

審議案件 五十七件

全議案原案可決

平成25年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成25年 5 月15日	平成25年 5 月31日	40%
第 2 期	平成25年10月 1日	平成25年10月15日	30%
第 3 期	平成25年11月15日	平成25年11月30日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

昭栄排水整備促進事業事務費は、第3期一括徴収とする。（完納奨励金は対象外とする。）

2) 用水使用料

平成25年10月1日発布、平成25年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

昭栄排水整備促進事業事務費、用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 1,000㎡当たり賦課金

(単位：円)

区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減	区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金			県 ぼ 第 2 地 区	1,530	△ 170
事 務 費			県 ぼ 第 5 地 区	0	△ 1,200
田	3,200		県 ぼ 第 1 0 地 区	1,400	△ 100
畑	1,600		県 ぼ 第 4 地 区	800	△ 900
第 1 地 区	2,300		県 ぼ 第 6 地 区	4,000	△ 1,400
第 2 地 区	3,500		県 ぼ 第 1 1 地 区	6,000	△ 3,200
排 水 地 区	2,000		県 ぼ 第 1 3 地 区	11,800	△ 300
1/2	1,000		県 ぼ 第 3 地 区	0	△ 680
沼 崎	5,700		県 ぼ 第 7 地 区	0	△ 4,170
沼 崎 大 平 前	2,000		野 谷 地 区	3,100	
内 浦 地 区	6,100		城 内 地 区	1,500	
米 山 地 区	3,100		添 沼 地 区	4,800	
昭栄排水整備促進事業事務費	6,000		平 貝 地 区	5,800	
特別会計賦課金			長沼町新田区	4,800	△ 1,500
県 ぼ 第 1 地 区	0	△ 330	地区地 糧 区	6,400	△ 2,400
かん 第 2 地 区 田	0	△ 20	北 浦 地 区	8,200	
い 第 2 地 区 畑	0	△ 4	泥 内 区	7,300	
千 貴 千 貴 区	600	△ 1,300	沼 部 地 区	4,100	
分 区 野 谷 地 区	100	△ 2,300	土 手 ノ 内 区	3,300	
県 ぼ 第 1 地 区	畑 岡 分 区	1,500	茂 伝 治 区		
一 の 曲 分 区	8,000	△ 2,900			

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,200	第 2 地 区	1,750	内 浦 地 区	4,270
第 1 地 区	1,150	排 水 地 区	1,000	米 山 地 区	1,395

諸変更手続きはお済みですか？

組合員資格得喪届出を

- 1 土地の移動があったとき
地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。
- 2 名称や住所に変更があったとき
組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲されたとき、または住所を変更したとき。
- 3 農業者年金を受給される時
使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。
- 4 開田を作付けまたは休耕したとき
作付けしていた開田を休耕したとき或いは休耕していた開田を作付けしたとき。
- 5 振替口座の移動等があったとき
組合員の方が死亡されたとき或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。
- 6 **農地を農地以外のものに転用したとき**
地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。

詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成25年度農地転用決済金

地 区 名		10a当たり決済金	地 区 名		10a当たり決済金	
第 1 地 区		28,663円	泉 ぼ 第 13 地 区		274円	
第 2 地 区		43,617円	長沼地区	町 新 田 区	17,770円	
排 水 地 区		25,339円		地 粮 区	13,334円	
沿崎地区	沿 崎	71,034円	北 浦 地 区		21,369円	
	大 平 前	24,924円	沼内地区	沼 内 区	40,949円	
内 浦 地 区		76,019円		土 手 ノ 内 区	29,348円	
米 山 地 区		38,632円		茂 伝 治 区	20,338円	
平 貝 地 区		45,652円	野 谷 地 地 区		22,141円	
添 沼 地 区		20,634円	城 内 地 区		15,602円	
泉ぼ第1地区	干貴分区分貴区	115円	平準化事業	第1地区	干 貴 区	266円
	畑 岡 分 区	222円			野 谷 地 区	423円
泉 ぼ 第 4 地 区		189円			一の曲分区分	27,769円
泉 ぼ 第 10 地 区		1,570円		第 6 地 区	10,208円	
泉 ぼ 第 11 地 区		676円		第 11 地 区	17,026円	

△電気料金が値上げされます△

東北電力は電気料金の改定案を経済産業省へ申請しました。この申請どおり認可されると電気料金が本年7月1日に改正され、7月の検針日以降の使用量について、新料金単価が適用され電気料金が大幅に値上げされることになります。このことで当土地改良区賦課金への影響が懸念されますが、極力、賦課金の大幅な増額とならないよう対策を講じて参りたいと考えております。組合員の皆様には、このことをご理解の上ご協力をお願い申し上げます。



○平成25年7月1日改定実施の揚水機場に係る新しい電気料金

農事用電力(高圧)		現行の電気料金 (電力量料金単価+燃料費調整単価)	新しい電気料金	差 額
基本料金率(円/kw・月)		588円00銭	588円00銭	—
電力量料金率 (円/kwh)	夏季 (7月～9月)	8円56銭 (=8円43銭+0円13銭)	11円24銭	+2円68銭
	その他季 (10月～6月)	7円90銭 (=7円77銭+0円13銭)	10円58銭	+2円68銭

◇東北電力試算データを基に、基幹的揚水機場の現行電気料金及び新電気料金をグラフ化しました。



●「新しい電気料金」での試算による年間総額には、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、含んでおりません。

21世紀土地改良区創造運動 国営造成施設管理体制整備促進事業

当土地改良区では、子どもたちを中心とした地域住民と農家との交流による地域づくりを推進しています。農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、地域住民、特に非農家の方々の理解と協力を得るため、21世紀土地改良区創造運動並びに農業水利施設の高度な管理体制構築に向けた啓発活動を積極的に展開しています。

穴山幹線用水路敷地へ景観植物「シバザクラ」を植栽しました

平成25年3月31日（日）、平成24年夏に壁面を行った団体に呼びかけ、水路敷地33mへ景観植物「シバザクラ」を植栽。米山町八軒小路子供会、南方町の親子が参加。

平成18年度から始め、本年度で《315mの延長》となりました。



農業水利施設見学・用水路壁画アート参加団体も募集します！



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動時期：7月～10月

〈問い合わせは〉
事業課事業係
安倍・千葉

【組合員の皆様、地域の各種団体等への呼び掛けをお願いします。】

水難事故 防止に ご協力を!



最近、居住化の進展に伴い農業用排水施設における水難事故が多発し、新聞、テレビ等で報道されるたび他人事とは思わず大変心の痛み思いであります。

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭遇する確率が非常に高くなります。

本土池改良区では、事故防止のため安全施設等の整備や幼稚園・小学校へ呼びかけを行っておりますが、もし水路で遊んでいる子供達を見かけたら「あぶない」という注意の声掛けで、水難事故を未然に防ぐため皆様のご協力をお願い致します。

ゴミを捨てないで!

年々水路等にゴミの不法投棄が増加し、用排水ポンプの停止や樋門の開閉不良・樋管詰まり破損など用水路に支障を来し、維持管理費の増大にもつながっております。

土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。

水路等にゴミを絶対に捨てないで下さい。また、不法投棄等を見つけた場合は、土地改良区まで連絡願います。

人事往采

〇部落連絡委員

菅原 昭義 (西館)

〇職員の一部 (平成二十五年四月日付)

総務課参事

佐藤 正宏

事業課参事

菅原 久

事業課第二維持係長

菅原 英樹

事業課第二維持係技術主査

総務課庶務兼管財係長

佐藤 紀代美

事業課第一維持係技師

佐々木 友隆

事業課機械係技師

事業課第二維持係主事

木村 祥多

事業課第一維持係主事

千葉 祐市

〇新規採用

事業課機械係技師補

芳賀 裕樹 (中田町)



社会人として志を新たに一生懸命仕事に取り組んでいきたいと思っております。皆様よろしくお願ひ致します。

・会計課会計係主事補

及川 紫音 (追町)



地域の皆さんのために全力で頑張っております。よろしくお願ひ致します。

賦課金の
完納にご協力を!

平成二十五年年度賦課金

第二期 五月三十一日限り

第三期 十一月三十日限り